

定家歌論成立の端緒 (上)

——『千五百番歌合』と『近代秀歌』——

紙 宏 行

承元三年、定家は『近代秀歌』を実朝に書き送った。定家が著した最初の本格的な歌論であるこの書には、定家歌論の骨格をなす重要な発言が織り込まれ、さまざまな問題を投げかけているが、その中の核心部分は、次のあまりに有名な一節である。

詞は古きを慕ひ、心は新しきを求め、及ばぬ高き姿を願ひて、寛平以往の歌にならば、自づからよろしき事も、なか侍らやらん。

これと同様の考えが、『千五百番歌合』八百四十番判詞や『詠歌大概』冒頭部にも繰り返され、風巻景次郎氏が「この簡単な言葉が定家の煮つめた作歌の信条であった」と評することくである。しかし、このことについて、藤平春男氏が「この考えはほとんど定家の一生を貫く信念だった」とその一貫性を主張する(風巻景次郎氏も。ほかに福田雄作氏ら⁽⁴⁾)のに対し、細谷直樹・島津忠夫・近藤潤一⁽⁷⁾各氏は、過渡的性格を指摘し、位置づけが対立している。もともと、この対立は、『千五百番歌合』↓『近代秀歌』↓『詠歌大概』とい

う推移において、定家歌論の核心部分を注視し続けるか、技法論としての整備・規範化の過程を重視するかという視角の相違で、全く相容れないものではないかもしれない。

しかし、『千五百番歌合』↓『近代秀歌』↓『詠歌大概』の推移において、「詞は古きを慕ひ、心は新しきを求め」の一連の発言が、歌合判詞によって開始されていることには注意すべきではないだろうか。

『千五百番歌合』八百四十番とは次のごとくである。番全体を引用しておく。

八百四十番 左

頭 昭

秋風にはだへも寒しころもでの森にや冬はたちはじむらむ

右

定家朝臣

秋くれし紅葉の色をかさねても衣かへうきけふの袖かな

「はだへも寒し」などいふ事こそ近き歌に聞きならひ侍らね。詞は古き歌にならひ心はわが心より思ひよれるや、歌の本意には侍らん。ただし、紅葉の袖の色よわく見え侍るにや、女房の歌などならばゆるさるるかたもや侍らん。

定家の批判は、「はだへも寒し」という語句が、「近き歌に聞きならひ侍らぬ」ことに向けられている。「はだへも寒し」は、

あつぶすまなごやが下に寝たれども妹とし寝ねばはだへ寒しも

(古今和歌六帖)五・ふすま・三三三〇

の例がある。この歌を、『綺語抄』は「あつぶすまなごやがしたに」の項に、『和歌童蒙抄』は「衣」の項目下に例歌として掲げる。

『万葉集』巻四・五二七に原歌があるが、「はだへ」ではなく「肌之」となっている。ハダへは古訓か)また、「はだへ」の語は『曾

禰好忠集』にも二つの使用例があり、『歌木奇歌集』には、

あやしきはみなもとこそ思ひつればはだへはこそうちにぞあ

りける (巻九・雑下・一三九四)

という歌がある。

顕昭としては、「用語修辭の拡張」⁽¹⁰⁾を追求する思想に照らした新
歌語の発掘なのである。しかし、好忠・俊頼の歌は奇歌・戯れ歌
の類に属し、「はだへも寒し」の用例は稀少というべきで、その意
味では、「近き歌に聞きならひ侍らぬ」の指摘も正当なかもしれ
ない。したがって、定家が続けて持ち出してくる詠歌の原則論の中
で、顕昭が反していると言張しているのは、特に「詞は古き歌にな
らひ」の部分であるということになる。(定家の和歌史の時代区分
は、『近代秀歌』などによれば、「近き歌」は経信・俊頼以降の歌、
「古き歌」は三代集の頃の歌となるはずで、とすれば、八百四十番
判詞の文脈の流れに飛躍が認められることになる。)

「詞は古き歌になら」うこと自体は、清輔『和歌初学抄』の「古
き詞のやさしからんを選びてなびやかに続くべきなり」という思想
や俊成の『古今集』規範の一連の発言にあるとおり、詠歌の意識的

な基本原則として、歌人たちに自明の共通理解であったと考えられ
る。しかし、定家のこの判詞の顕昭批判は、その意味ばかりでな
かる。むしろ、表現の類似から見て、『和歌初学抄』を念頭に置き、
顕昭は、同じ六条家の清輔の詠歌原則論にすら反していると批判し
ているのである。

『千五百番歌合』における定家の顕昭評価はきわめて低い。勝負
は、二勝一持七負、自歌を除き最低である。勝負数のみならず、判
詞の中でも、顕昭の方法を「心あらはに詞すなほならんとこのみよ
む」(七百六十五番)と決めつけ、自らの対極にあるものと位置づ
けている。『顕注密勘』の、

存生の時和歌評定の座、歌合判詞などに申されし事は、ひがひ
がしまでこのむすぢをたて、我が心えぬるかたをいひつよる
やうなる人ぞと見侍りに、

などという回想や「顕昭こそ才学だてゆゆしかりしかども、歌見え
ぬ者なれ」(『京極中納言相語』)という人物評からは、その歌学的
知識には一応の敬意は払っているものの、相当の対抗意識と嫌悪感
が窺える。

再び八百四十番判詞にもどると、「詞は古き歌にならひ心はわが
心より思ひよれる」という発言は、定家の顕昭への対抗意識を背景
として、「はだへも寒き」という語句の不用意な使用に触発されて
なされたものである。この番が、自歌と番われたものであることも
注意を喚起する。あくまでも一首の歌の、それも顕昭歌に対する批
評の一部分であり、自身の作歌信条を原理論ふう披歴しようとし
たものではない。それを歌一首の批評として極度に限定する必要は
ないだろうが、顕昭歌批判のついでに定家は自らの作歌原理の一

端を対象化して把握する契機を得たとすべきで、まずその出発点を確認し、『近代秀歌』の一節を相対化しておきたい。

『詠歌大概』の該当箇所は、

情以新為先求入詠歌、詞以旧可用詞不可出三代集先達之所、用新古今古人歌可用之

となっていて、技法論的にかなり整備され、規範化されている。しかし、それを単に「『近代秀歌』後半の漢文訳」というのには賛成できない。整備・規範化の過程に、俊成の「心を本として、詞を取捨せよ」(『毎月抄』所引)ということばや、さらにさかのぼって俊頼の「心を先として、珍しき節をもとめ、詞をかざり詠むべきなり」(『後頼随腦』)という思想を意識的に継承し、それらの表現に即して定家なりの具体的規範を立てたものであろう。

詞の範囲について、『詠歌大概』は右のような厳密な規定を設けているが、『千五百番歌合』では、

三代集に入らぬ歌は本歌ともせずなどたて申す人も侍れど、それはさるべき事も侍らず。うち聞くにをかしき歌はかならず集に入れらんにもより侍らじ。詞は古くよめる詞のよしあるをおきて、はじめてこのみ詠まん事もかつは時により事にしたがふべくや侍らん。(七百九十二番)

とあり、まだかなり柔軟である。問題の『近代秀歌』も、「寛平以往の歌」の「余情妖艶の跡」を理想の風跡として掲げるのみであって、詞の使用範囲については、幅広さをまだ有していたと考えられる。「寛平以往」から「三代集先達之所用」への規範化は、ここでも俊成の三代集尊重の思想に則る形で推し進められている。『近代秀歌』はむしろ『千五百番歌合』に近い。

二

『近代秀歌』は、「詞は古きを慕ひ、心は新しきを求め」以下の行文に続けて、本歌取の技法論を展開してゆく。まず、

かの本歌を思ふに、たとへば五七五の七五の字をさながら置きて、七々の字を同じく続けつれば、新しき歌に聞きなされぬ所ぞ侍る。五七の句はやうによりて避るべきにや侍らん。

と、本歌の句の置き所について記す。これと同じ考えは、『千五百番歌合』判詞においても述べている。

八百十四番 右

雅 経

深草や秋さへ今宵いでいなばいとどさびしき野とやなりなん
右、古き歌を本歌として詠む時おほく取りすぐすはむかし
よりのならひに侍れど上句をしもにもすゑ下句をかみにも
ひきちがへ、また五七句はさながらよみすゑ侍る事も歌の
さまにしたがひてはつねに侍るめれど、いでいなばいと
ど、野とやなりなん、文字の置き所いたくかはれるところ
なくや。

とあって、むしろ、『千五百番歌合』の方が上下句の交替にも言及している分、詳細である。ほかにも、七百九十八番では、左右両首(左 前権僧正、右 通具朝臣)に対して、「この左歌の中の三句、あまりや本歌にかはらず侍らん」「右歌の二句も、つゆの置きとこるかはり侍らぬうへに、かの源氏物語の歌には上下およびがたくや侍らん」と指摘は厳しい。

『近代秀歌』の記述は、前に引いた部分に続いて、古歌の句例をあげその本歌取の是非について述べているが、最後に「とぞ教へ侍

りし」と結んで俊成の庭訓であると明らかにしている。俊成は、確かに「古今の本歌の五七の句をそのままに置かむことや、歌合の時はなほ思惟あるべく侍らむ」(『承安三年三井寺新羅社歌合』)故郷郭公五番」と述べている。しかし、「歌合の時」と限定し、「古来風躰抄」には触れておらず、一般論的に整理していなかったのかもしれない。

『詠歌大概』にはこの考えを述べた記述はなく、『毎月抄』ではごく簡単に触れるにとどめている。かわって、両書は、四季歌と恋・雑歌の交替を強調し、本歌取の方法論としては、形式主義を脱して「心」の問題に触れている。

これに続けて、『近代秀歌』は、本歌の範囲については限定を設けていないことは前節にふれたが、近代歌人の歌を本歌とすること厳重に禁止する。

今の世に肩を並ぶ輩、たとへば、世になくとも、昨日今日といふばかりに出で来たる歌は、一句もその人の詠みたりしと見えん事を避らまほしく思ひ給へ侍るなり。

これも同じ考えを『千五百番歌合』判詞に見ることができる。八百九十五番の、隆信が殷富門大輔の歌一首をそのまま出してきた盗作(あるいは不注意か)⁽¹³⁾は論外としても、

九百番 左

頭 昭

あづまぢをゆきにうちいでて見たたせば浪にただよふ浮島が原

左歌、(中略) 作者は見およばずも侍らん。建久二年左大

将家百首、あしがらの関路越え行くしのめにひとむらか

すむ浮島が原、正治二年内大臣家歌合、こまなめてうちいでの浜を見わたせば朝日にさわぐ志賀の浦浪。雖似⁽¹⁴⁾昨今

事⁽¹⁵⁾徐達⁽¹⁶⁾遐邇之聽、打出見渡之詞、東路眺望之心、大略相⁽¹⁷⁾同此⁽¹⁸⁾兩首⁽¹⁹⁾歟。

という例がある。ただこの程度の類似ならばはありそうなのに思われ、大系本は「本番では定家の頭昭に対する対抗意識から、敢えてこれらの等類歌を探し出してきたか」と注するように、頭昭がらみとなると、とかく辛辣である。そのことは繰り返すのを避けるが、『近代秀歌』の「昨日今日といふばかりに出で来たる歌」とこの判詞の「昨今事」との表現が類似し、『詠歌大概』に「近代人之所詠出⁽²⁰⁾之心詞」とあり、割注に「七八十年以来人之歌、所詠出⁽²¹⁾之詞努々不可取用」と限定的に規範化するのは遠いこと、ここでも確認できる。『毎月抄』にこの規定はない。

ほかにも、「ならひぞとききてもかなしなどやうのことば、近く見え侍し心地し侍れど」(七百七十五番左)「ふくかときげばのきの玉水といへる詞づかひ、このごろの歌におほく侍り」(八百四十七番右)などの例がある。

定家歌論のうち、技法論の中心をなす本歌取論は、一部俊成の庭訓から『千五百番歌合』『近代秀歌』を経て『詠歌大概』『毎月抄』に至るまで、段階的に整理、規範化されていく。『千五百番歌合』の時点で、どの程度、本歌取の技法を規範化していたか、判詞のみでは確認できないが、『近代秀歌』へ飛躍的な進展はしていない。繰り返し指摘したが、『近代秀歌』と『詠歌大概』は技法論的な差異は大きい。それは、結局は、「主体的志向」そのものと「客観的把握⁽²²⁾」との相違ということになるが、それだけではなく、その規範化には、俊成歌論の継承と歌壇状況の批判的分析がある。

事実關係を確認しておく。

『千五百番歌合』は、はじめ後鳥羽院の第三度百首として企画され、建仁元年六月に詠進された。定家の歌は後鳥羽院から「多百首殊宜之由」を得、「心中甚涼及感涙、生而遇斯時、自愛難休」(『明月記』同年六月十三日)などと大いに感激し、歌にも宮廷和歌の盛時に遇えた慶びを詠んでゐる。この百首歌が移行して『千五百番歌合』となり、定家には同二年九月六日に加判の命が伝えられた。その後、判者の一人通親の急逝や歌・判詞の差しかえなどがあり、最終的な成立は建仁三年春かという¹⁶⁾。定家は加判にも意欲的に取り組んだことであろう。

『近代秀歌』は、冒頭に記したとおり、承元三年、実朝が内藤知親を介して初学以来の歌三十首に定家の合点を乞うて「六義風隼事」を尋ね、八月十三日、「詠歌口伝一卷」がその歌稿とともに送られてきた(『吾妻鏡』)。その「詠歌口伝一卷」であるという。自筆本などに付加された序文によれば、「歌はいかやうに詠むべきものぞ」という問いに応じたものであり、定家はとり急ぎ筆を執つたことであろう。『千五百番歌合』からは六年余の歳月が流れている。

この六年余は、定家八十年の生涯の中でもとりわけ意味深い年月である。常に『新古今集』の撰歌、部類、さらに寛宴後の際限ない切り継ぎに忙殺され、その間、父俊成の死、良経の急逝など重要事件が相次いだ。しかし、何より重視すべきは、定家自身の和歌活動に転機が訪れたことである。後鳥羽院自身が歌にあき、歌壇は急速に沈滞した。定家の詠作歌数も激減し、「歌の行き詰りが来た」と

いう。後鳥羽院との確執もこの頃から兆し、官位も進まず、和歌活動への意欲を失わせたろう。近藤潤一氏は、「新古今集に賭けた詩的情熱を喪いつつある」、「批評家から歌論家へ」、「転生しつつある」⁽¹⁸⁾姿を見ようとしている。この間の定家の心境や和歌活動の実態については諸家による多角的な論考が多く提出されているので、ここではこれ以上繰り返さないが、本稿の関心から次の点だけ確認しておきたい。

『近代秀歌』に、定家は自らを省みて次のように書きとめている。老いのにぞみて後は、病も重く、愁も深く、沈み侍りにしかば詞の花色を忘れ、心の泉源渴れて、ものをとたく思ひ続ける事も侍らざりしかば、いよいよ跡かたもなく、思ひ捨て侍るを、

これが実朝に銜つての謙辞のみならず、それ以上に、定家の偽らざる自画像であること、『明月記』の数多くの記事やいくつかの沈痛、虚無的な述懐歌から確かめられる。

『千五百番歌合』には、

七百六十九番 右

定家朝臣

いかにせんきはふ木の葉のこがらしにたえずもの思ふ長月の空
右は、いかにせんとおけるより風情尽きにけるにやと聞え
侍れば、(以下略)

という判がある。自詠に対する判詞であるから、額面通り受け取ることは許されないが、歌合判詞らしからぬ批評ではある。「風情尽きにける」という表現は、「詠吟風情尽、近日事以難堪」(『明月記』正治二年十一月七日条)にもあり、『近代秀歌』の「詞の花色を忘れ、心の泉源渴れて」にまでも通じている。同じく詩想が枯渇したといっても、正治二年と建仁三年、承元三年とでは、感情的部

分にはかなりの相違があるが、『新古今集』撰進の前後の自己認識が、潜流しつつ『近代秀歌』の頃まで保たれているのである。

目を転じると、定家の歌壇全体に対する見かたも、『新古今集』撰進の直前のそれが、『近代秀歌』にまで及んでいるのがわかる。顯昭ら六条家に対する敵意や対抗意識は、冒頭に『千五百番歌合』八百四十番判詞に関して述べたが、『近代秀歌』には、六条家歌人を「ものの心悟り知らぬ人」と暗に呼び、彼らが「新しき事出でて、歌の道変りにたり」と言つて新風を無理解に非難したことを反批判している。いうまでもなく、かつて「新儀非抛達磨歌」と揶揄されたことを念頭に置いている。また、自分の歌学・歌論の立場を、

難義など申す事は、家々に習ひ、所々に立つ筋、各々侍るなれど、さらに伝え聞く事侍らざりき。

と宣言し、煩瑣な難義を立てる六条家と一線を画そうとしている記述もある。老顯昭も既になく、六条家に対する御子左家の優位は決定的なのに、である。

六条家のみならず、新古今並流に対しても誠に手厳しい。

このころの後学末生、まことに歌とのみ思ひて、そのさま知らぬにや侍らん。ただ聞きにきき事をこととして、やすかるべきを違へ、離れたる事を續けて、似ぬ歌をまねぶと思へる輩あまねくなりにて侍るにや。

このような露骨なことを用いての批判は、さすがに歌合判詞には見られない。『千五百番歌合』の、

八百七十五番 右

忠良卿

ふじのねや木の葉浪よる清見瀉あらしのすゑに沖のとも舟

(以上略) ふじのねの木の葉、清見瀉の沖のとも舟にまが

ふばかりはるかに吹きわたされんほど、歌のならひには侍れどあまりこととほくや侍らん。よもすがら富士のたかねに雲きえてなど、ちかごろ侍る歌も雲のきえ月のすまんはどは木の葉浪よらんにはにすや侍るべき。いかが。

などが、個別的な歌の批評の例であろう。このような見立てを、歌の世界にはよくあることとあきらめながらも、荒唐無稽に過ぎ、「あまりこととほく」「にす」と批判する。『近代秀歌』にいう「後学末生」の「離れたる事を續けて、似ぬ歌」とは、このような歌を事例とするのであろうか。

ほかに、「にぬ心地し侍れどあまりの事にや」（七百七十八番左 良平）「霜の音こそいかなるべしともおぼえ侍らね」（八百三十四番左 小侍従）「わりなき風情をもとめ」（八百七十七番左 宮内卿）「詞づかひはすこしおもはずや侍らん」（八百九十七番右 通具）などの例が散見する。「後学末生」の安易で奇を衒つたような歌が氾濫し、自身の開拓した新古今の新風が、真の理解を得られないまま、無造作に模倣されてゆくのを定家は許せなかつたのである。

以上、『千五百番歌合』の記述をあえてフィルターとすることによって、『近代秀歌』は、限定的にいえば、『千五百番歌合』前後（とそれ以後）の歌壇の状況とそれに対する定家の意識を如実に反映しているものであることを明らかにした。それは、「六義風林事」を尋ね、「歌はいかやうに詠むべきものぞ」と問うた鎌倉の実朝とは、無縁のものだったはずである。実朝の要請が急であつたため、理論的な用意が不十分だったのだからか。定家の、規範化し、固定する以前の歌論とともに、その時のうすまきさまさまな情念が、は

しなくもそのまま露呈している。その意味で『近代秀歌』は、『詠歌大概』『毎月抄』のような普遍的な歌論書ではなく、一回的な性格の強い歌論書である。

『千五百番歌合』から『近代秀歌』までの六年余をどのようにして埋めることができるだろうか。その間、定家にまとまった著作や歌合加判はなく、歌論の展開を跡づけることはできない。ただ、以上のように『近代秀歌』歌論は、『千五百番歌合』判詞を前提として成立している。『千五百番歌合』は、ごく若かりし頃の『宮河歌合』を除いて、『近代秀歌』までの新古今期で現存唯一の歌合判であり、定家にとっては、自分の歌に対する考えを對象化して把握する端緒となる意義深い機会であった。

『近代秀歌』歌論の成立について、そのもう一方の柱である「余情妖艶の躰」と『千五百番歌合』判詞の「艶」の用例との関係や、そもそも「詞は古きを慕ひ、心は新しきを求め」自体の方法論など、残された課題は、次の機会に論じてみたい。

- (1) 本文は、『歌論集一』『中世の文学 三弥井書店』に拠る。『毎月抄』『京極中納言相語』も同書に、『詠歌大概』は日本古典文学全集本に拠った。そのほかの歌論書は、日本古典文学全集、日本古典文学大系、歌学大系を用いた。なお、表記のみ私に改めたところがある。
- (2) 風巻景次郎「近代秀歌——藤原定家によって把握されたもの——」(『国語と国文学』昭36・1、『全集』七所収)
- (3) 藤平春男「新古今歌風の形成」(昭44・1)
- (4) 福田雄作「近代秀歌論考」(『日本文学研究』12-1、昭35・3)
- (5) 細谷直樹「近代秀歌私見」(『国語と国文学』昭35・11)

- (6) 島津忠夫「定家歌論の一考察——近代秀歌をめぐる——」(『国語と国文学』昭39・2)
- (7) 近藤潤一「近代秀歌」の藤原定家——批評家から歌論家へ——(『日本文学』昭48・9)
- (8) 本文は、有吉保「千五百番歌合の校本とその研究」(昭43・4)に拠る。そのほかの歌合は、『新編国歌大観』所収本に拠った。
- (9) 本文は、『新編国歌大観』所収本に拠った。歌集からの引用および歌番号は、すべて同本に拠る。
- (10) 能勢朝次「六条家の歌人と其の歌学思想」(『国語国文の研究』25号、昭3・10)
- (11) 久保田淳「新古今歌人の研究」(昭48・3) 参照。
- (12) 石田吉貞「藤原定家の研究」(昭32・3)
- (13) 有吉保注(8)と谷山茂注(14)に、この番の判の差しかえについて論究がある。
- (14) 『歌合集』(日本古典文学大系)頭注。『千五百番歌合』は谷山茂校注。
- (15) 藤平春男注(3)
- (16) 有吉保注(8) 参照。
- (17) 石田吉貞注(12)
- (18) 近藤潤一注(7)
- (19) 特に、注(2)(3)(4)(7)など参照。